

(別紙) グリーン住宅ポイント・申請受付終了日の取扱について

令和3年3月29日より申請の受付を行っておりますグリーン住宅ポイントは、予算上限に達した場合、受付を終了することとしております。終了日の取扱については、以下の通りとします。

(1) 予算執行状況の公表について

- 各日の予算執行状況は、平日（土日祝日を除く。以下同じ）の 21 時以降にグリーン住宅ポイント制度（<https://greenpt.mlit.go.jp/>）のホームページ上で公表します。
（提出された申請が多数の場合、公表が深夜になることがあります）

(2) 申請期間の最終日について

- 原則として、ポイント発行申請額が予算上限に達した日の夜に、グリーン住宅ポイント制度のホームページ上でその旨の公表を行います。ポイント発行申請額が予算上限に達した日（公表日）に提出されたポイント発行申請は受付対象（ポイント発行の対象）となりません。予算上限に達した日（公表日）の前日が申請期間の最終日となり、当該最終日までのポイント発行申請についてが受付の対象となります。
※ 申請状況によっては、翌日に予算上限額を超えることが確実と見込まれる日を申請期間の最終日として公表する場合があります。

(3) 申請の提出について

- 申請の「提出日」とは、申請方式に応じ、それぞれ以下を言います。

申請方法	「提出日」の定義
窓口申請	窓口を持参し、受付証が発行された日 (発行された受付証の「受付日」に記載されます。)
郵送申請	所定の私書箱に到着し事務局が引取りを行った日 ※ 事務局は、原則、1日2回の郵送物の引取りを行います。最終日間際については17時にも引取りを行います。 ※ 普通郵便では提出日の確認はできません。必ず追跡記録が残る方法で郵送してください。 (宅配便等のサービスで提出はできません) ※ 郵便局では、郵送物が局に到着した日時と私書箱に仕分けされた日時にズレが生じることがあります。 詳しくは、事前に郵便局に確認ください。 ※ 事務局は、 <u>到着の有無、到着日時についての問い合わせに回答できません。</u> また、 <u>郵便物の紛失について、一切責任を負いません。</u>
オンライン申請	申請ポータル申請詳細画面で「申請提出」ボタンを押下し、申請ステータスが「仮提出」となった日 (申請詳細画面に表示される「仮提出取扱日」) ※ 本日より、申請ステータスに「仮提出」が追加されました。 ※ <u>申請期限間際はアクセスが集中し、通信が不安定になることがあります。</u> 時間に余裕を持って手続きを行ってください。 ※ 事務局は、インターネット回線の切断、混雑、通信業者の業務中断等、事務局の重過失に寄らない事故等による申請者および第三者の損失に一切責任を負いません

- ただし、申請方法によらず、17時以降に提出された申請は、翌日を「提出日」として取り扱います。また、土日祝日の場合は、次の平日が「提出日」となります。
(例) 金曜日の17時15分に提出した書類は、翌月曜日が提出日

(4) 申請の受付について

- 「申請の受付」とは、提出した申請が受理され、ポイントの発行が見込まれることをいいます。
- 原則、申請の提出日が申請期間内である場合、申請は受付されます。ただし、一部の書類不足などの不備が含まれる申請は、受付後であっても却下されることがあります。(下記(5)参照)
(申請期間の終了後に却下された場合、ポイントの発行を受けることはできません)
- 予算上限に達した日に提出された申請については、受付が行われません。ポイントの発行対象外です。その場合、以下の対応を行うこととします。

申請方法	申請不受理の通知方法
窓口申請	申請した窓口から申請者（代理申請の場合、代理申請者）に連絡します。 ※ 受付証の『受付日』でも確認できます。
郵送申請	申請者（代理申請の場合、代理申請者）に「不受理通知」を郵送します。 ※ 発送には1週間程度の時間を要します。 ※ 申請書に記載された住所が正しくない場合、通知が届かない場合があります。
オンライン申請	申請ポータル申請詳細画面に表示される申請ステータスが「申請取下」と表示されます。 ※ メールによる通知設定がされている場合、メールでも通知されます。 ※ 申請ステータスが「審査中」「不備訂正依頼」である場合、当該申請は受付が完了しています。

(5) 申請受付後の却下等について

- 審査の結果、明らかにポイントの発行要件を満たさない場合、「受付を却下」します。また、ポイントの発行要件を満たすことが確認できない書類の不備・不足等がある場合についても「受付却下」を行います。不用意な申請は、他の申請者の不利益になるため、ご遠慮ください。
- 受付却下の対象となる不備・不足等の例は以下の通りです。

申請区分	受付却下になる不備・不足等の例
新築住宅	<ul style="list-style-type: none"> ・「ポイント発行申請書」の提出がない。(オンライン申請は提出不要) ・「工事請負契約書」または「不動産売買契約書」の提出がない。 ・「新築住宅の省エネ性能等を証明する書類」の提出がない。(証明書の発行申込みや申請書類は不可) ・「確認済証(建築確認が不要な地域は建築工事届)」の提出がない。(建築確認申請の申請書は不可)等
賃貸住宅	<ul style="list-style-type: none"> ・「ポイント発行申請書」の提出がない。(オンライン申請は提出不要) ・「工事請負契約書」の提出がない。 ・「グリーン住宅ポイント対象住宅証明書」の提出がない。(証明書の申請書類及び引受承諾書は不可) ・「確認済証」および「建築工事届」の提出がない。(建築確認申請の申請書は不可)等
既存住宅	<ul style="list-style-type: none"> ・「ポイント発行申請書」の提出がない(オンライン申請は提出不要) ・「不動産売買契約書」の提出がない。 ・「空き家バンク登録等証明書」、「東京圏の対象地域からの移住に係る事前相談結果票」、「住宅立地地域確認書(従前居住地および移住先居住地)」または「解体工事の工事請負契約」のいずれも提出がない 等
リフォーム	<ul style="list-style-type: none"> ・「ポイント発行申請書」の提出がない(オンライン申請は提出不要) ・「工事請負契約書」の提出がない。 等

- 申請の提出後、ポイントの加算を伴う書類の追加提出は認められない可能性があります。該当する書類は以下の通りです。

申請区分	追加提出が認められない可能性がある書類の例
新築住宅	<ul style="list-style-type: none"> ・「東京圏の対象地域からの移住に係る事前相談結果票」 ・「住宅立地区域確認書（従前居住地および移住先居住地）」 ・多子世帯であることを確認するための「住民票の写し（世帯票）」 <p style="text-align: right;">等</p>
既存住宅	<ul style="list-style-type: none"> ・「解体工事の工事請負契約書」 <p style="text-align: right;">等</p>
リフォーム	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て世帯であることを確認するための「住民票の写し（世帯票）」 ・既存住宅購入の購入を確認するための「不動産売買契約書」 ・申請時に申告した以上の「性能証明書」「納品書」 ・リフォーム瑕疵保険等への加入を確認するための「保険証券」または「付証明書」 <p style="text-align: right;">等</p>

(6) その他注意事項

- 申請期間の終了間際は、申請が集中します。時間に余裕を持って申請を行ってください。
- 申請状況により、審査に通常より時間を要することがあります。
- 提出した申請書類に不備・不足がある場合、事務局は訂正期限を設定して不備の訂正を求めます。訂正期限を超過した場合、申請を却下します。
 （申請期間の終了後、申請を却下された場合、ポイント発行を受けられません）
- 追加工事交換を利用する場合、令和4年2月15日までに完了報告が必要です。
 期限までに完了報告ができない場合、商品交換を活用してください。
 （既にポイント発行済みで、追加工事交換を解除したい場合、速やかに事務局にご連絡ください。）

以上

◆グリーン住宅ポイント事務局◆

≪ホームページ≫

<https://greenpt.mlit.go.jp/>

≪お問い合わせ≫

0570-550-744 (IP電話等の方：042-303-1414)

* 9:00～17:00／土・日・祝日含む

* 通話料がかかります